平成３０年（フ）第２３号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番６－508号
債務者　川口マチヨ
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
埼玉県草加市中根１丁目14番41－301号
債務者　浅井　澄子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
札幌市白石区栄通１丁目12番18－308号
債務者　齋藤　　睦
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６９号
札幌市白石区北郷９条８丁目６番21号
債務者　中井　貴子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１９９号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目７番18号
債務者　竹前　志郎
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２６４号
大阪府守口市西郷通１丁目４番10号
債務者　西村　翔太
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６２６号
大阪府箕面市桜１丁目５番６－102号
債務者　イーグルトップこと　森　　正己
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２６８号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目４番８－802号
債務者　冨永　将嗣
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７４号
大阪市北区長柄東２丁目１番21－704号
債務者　饒波　美幸
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４号
北海道室蘭市高砂町１丁目20番13号
債務者　吉泉　政哉
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第１号
北海道岩内郡岩内町字高台81番地４　米津マンション301号
債務者　中田　和子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１８３号
北海道河東郡音更町宝来西町南２丁目１番地６　リッチハウスＡ101
債務者　松橋　充悟
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第６号
北海道帯広市西16条南31丁目５番地19
債務者　伊藤　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
新潟県新発田市五十公野4986番地27
債務者　加来　泰暉
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第２号
新潟県胎内市黒川1069番地10
債務者　佐久間久枝
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３４９号
愛知県津島市立込町１丁目26番地１　若実大マンション２－Ｃ（申立時の住所）愛知県一宮市今伊勢町馬寄字八丁堀８番地１　サンパティークⅡ105号室、住民票上の住所岐阜県山県市岩佐1469番地２
債務者　澤田　由貴
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３号
兵庫県西脇市和田町３－３、住民票上の住所兵庫県西脇市和田町３番地の２
債務者　安好　知代
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第８号
香川県高松市東ハゼ町８番地10　コート東ハゼⅠ　402、申立時の住所香川県高松市檀紙町2296番地　市住20－121
債務者　渡部　綱吉
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係